

帯広市建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月25日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第33号

帯広市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

帯広市建築基準法施行条例（昭和52年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第36条中「主要構造部は、耐火構造」を「部分の主要構造部にあつては、特定主要構造部を耐火構造、特定主要構造部以外の主要構造部を1時間準耐火構造」に改める。

第64条第1項中「法第85条第5項」を「法第85条第6項」に改め、同条第2項中「法第85条第6項」を「法第85条第7項」に改める。

第64条の2第1項中「令第108条の3第3項」を「令第108条の4第3項」に、「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条第2項中「令第108条の3第4項」を「令第108条の4第4項」に、「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第64条の3中「令第128条の6第1項」を「令第128条の7第1項」に改める。

第65条の3第1項中「法第87条の3第5項」を「法第87条の3第6項」に改め、同条第2項中「法第87条の3第6項」を「法第87条の3第7項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。